銭塘小学校保護者の皆様へ

銭塘小学校　事務室

銭塘小学校の事務室で行っている各種手続きについて、簡単にご紹介します。ご質問やご依頼等ありましたら、銭塘小学校事務室までご連絡ください。（電話番号：223-0028）

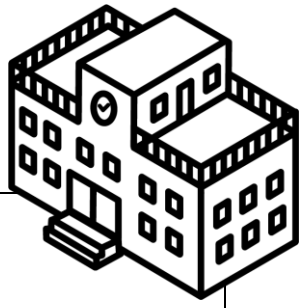

◆給食費・学校徴収金の口座振替関係手続◆

熊本市の給食費と学校徴収金は保護者様の口座から口座振替を行っております。

○給　食　費　・・・	月額 4,800 円　第１期～第１０期徴収　※第１０期は調整額 口座振替手数料は熊本市が負担 ※納付書払いを選択することもできます。
○学校徴収金　・・・ （学級費）	徴収金額は学年ごとに別途通知　徴収は年に３回を予定（５月、９月、１２月） 口座振替手数料は保護者様にてご負担いただきます。 （口座振替：70 円　コンビニ納付書：131 円） ※１度目の口座振替で振替不能だった場合は、コンビニ納付書でお支払いいただきます。

小学校入学時に登録された口座は、熊本市の小中学校に在籍している限り引き続き登録されます。登録している口座を変更されたい場合は、再度書類をご提出いただければ変更することができますので学校までお申し出ください。また、登録されている口座のご名義が変更になった場合や、住所変更の際は学校までお申し出ください。お子様を通じて関係書類をお渡しします。

※給食費の納付については、熊本市教育委員会事務局健康教育課にて処理されておりますので、そちらへお尋ねください。

【　熊本市教育委員会事務局　健康教育課　給食費収納班　電話番号：096-328-2728　】

◆就学援助関係手続◆

熊本市教育委員会では、義務教育の円滑な実施を図るために、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助する「就学援助」を実施しています。対象者は、小中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、原則として熊本市に住所があり、熊本市教育委員会が定める認定基準に該当する方です。

（１）生活保護の停止又は廃止	**保護廃止決定通知書**
（２）市町村民税の非課税	令和４年１月１日に 熊本市に住民票がある方・・・証明書不要 熊本市に住民票がない方・・・別途通知
（３）国民年金保険料の免除　※1/4 免除は除く	**国民年金保険料免除申請承認通知書**
（４）児童扶養手当の支給	**児童扶養手当証書**
（５）（１）～（４）には該当しないが経済的に困っており同一生計の家族全体の所得が基準額以下の場合　※所得基準額は熊本市 HP に掲載	世帯で収入のある方の **源泉徴収票　確定申告書　市県民税申告書　等**

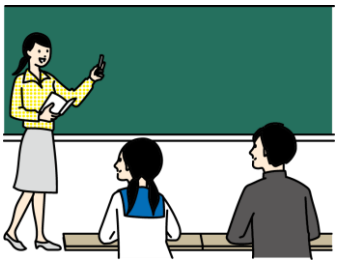

※就学援助は年度の途中であっても、申請をされた日から認定を受けることができます。
申請をされる際は銭塘小学校事務室までご連絡ください。

※就学援助については熊本市 HP にも記載されていますので、ご確認ください。

【担当課】熊本市教育委員会事務局　指導課　　電話番号：096-328-2721